

**【新設】（資本的支出）**

**42 の 13-7** 法人の有する国内資産につき資本的支出を行った場合の当該資本的支出に係る金額は、42 の 13-10 ただし書の適用があるものを除き、措置法第 42 条の 13 第 6 項第 2 号イに掲げる金額（以下「国内設備投資額」という。）に含まれるものとする。

**【解説】**

- 1 本制度のうち特定税額控除制度の不適用措置の適用除外要件の一つとして、国内設備投資額が当期償却費総額の 30%相当額を超えること（以下「国内設備投資額要件」という。）とされているのであるが、この国内設備投資額については、法令上、「法人が当該対象年度において取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、…）をした国内資産（…）で当該対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額」（措置法 42 の 13⑥二イ）と規定されている。
- 2 ところで、既に有する減価償却資産につき修理、改良等のために支出する金額（いわゆる資本的支出に係る金額）で法人税法施行令第 132 条の適用を受けるものについては、税務上は、その有する減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとするとされているところであるが（令 55①）、企業会計その他の実務上は新たな資産の取得等とは見られていないところである。このため、資本的支出に係る金額について、この国内設備投資額要件における国内設備投資額の「取得等（…）をした国内資産」に含まれるのかどうかといった点について疑義が生ずるところである。
- 3 この点、上記 1 の国内設備投資額要件が設けられている趣旨は、「国内の設備投資喚起と事業用設備の国内回帰を促す」ことであることからすれば、国内で行われる資本的支出に係る金額についても国内設備投資額に含まれることとした方が理にかなっている。このため、本通達では、資本的支出を行った場合の当該資本的支出に係る金額は、国内設備投資額に含まれることを明らかにしている。
- 4 ここで、措置法通達 42 の 13-10 本文の取扱いにおいて、上記 1 の償却費の総額の算定に当たり「償却費として損金経理をした金額」には、法人税基本通達 7-5-1 (3)の減価償却資産について支出した金額で修繕費として経理した金額のうち資本的支出に該当するものとして損金の額に算入されなかった金額が含まれることとし、措置法通達 42 の 13-10 ただし書の取扱いにおいて、法人が継続してこれらの金額につき「償却費として損金経理をした金額」に含めないこととして計算している場合には、国内設備投資額の計算につき当該法人の有する国内資産に係るこれらの金額を含めないこととしているときに限り、この計算を認めることとしている。  
このため、法人税基本通達 7-5-1 (3)の適用場面において、措置法通達 42 の 13-10 ただし書と本通達とでその取扱いが重複するが、その場合には措置法通達 42 の 13-10 ただし書の取扱いによる計算が優先することとなる。このことについて、本通達の「42 の 13-10 ただし書の適用があるものを除き、」により優先関係を明らかにしている。なお、措置法通達 42 の 13-10 ただし書に限定しているのは、同通達本文の適用があるものについては、同通達本文と本通達のいずれを優先して計算しても結果が変わらないため、言及する必要がないことによる。
- 5 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 15 の 8-7）を定めている。